

「牧野博士の新休日」ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「牧野博士の新休日」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請及び使用許可)

第2条 何人も、営利を目的としないときは、個人的又は家庭内その他これに準ずる範囲内においては、許可なくロゴを使用することができる。

- 2 前項以外でロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本規程を遵守することを前提に、あらかじめ連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）にロゴマーク使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ロゴマーク使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）により通知するものとする。
- 4 ロゴを使用するときは、「高知県」、「高知県観光」等の文言を併記又は同一の使用場所にて標記する等、ロゴが高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」（以下「博覧会」という。）のために使用するものであることが分かるようにしなければならない。
- 5 会長は、第3項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付すことができる。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に使用見本を会長に提出することにより、第2項の規定による使用許可申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本を提出できない場合は、ロゴを使用する広報物、旅行パンフレット等その内容が確認できるものを提出するものとする。
 - (1) 高知県、公益財団法人高知県観光コンベンション協会及び県立牧野植物園が使用するとき。
 - (2) 県内の市町村、観光協会及び広域観光組織が広報の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (4) 学校等が、教育の目的で使用するとき。
 - (5) 協議会が行うセールス活動においてロゴのデータの配布を受けた旅行会社等が、その仕様を変更することなく旅行パンフレット等に使用するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が適当であると会長が認めたとき。

(申請書の添付資料)

第3条 申請者は、第2条第2項の規定による使用許可申請をするときは、申請書にロゴを使用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等を確認することができる写真等を添付しなければならない。

(使用許可の期間)

第4条 ロゴの使用許可の期間は、使用を許可した日から博覧会が終了する日までとする。ただし、上記期間内に許可を受けた商品等について、博覧会終了後も継続して使用する場合は、この限りではない。

(暴力団排除条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、申請者となることができない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が申請者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を申請者の業務に従事させ、又は申請者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が申請者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 申請者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 申請者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（使用許可の制限）

第6条 会長は、前条各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しないものとする。

- (1) ロゴの縦横の比率が変わるなど形状、図柄が変形しているとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するとき。
- (3) 博覧会の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (4) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) ロゴを著しく改変する等、その他ロゴの使用が適当でないとき。ただし、申請書にロゴ改変の理由を明記し、これを会長が認めた場合はこの限りではない。

（経費等の負担）

第7条 協議会は、申請者が第2条の規定による使用許可の申請に要した費用又は使用者の使用の実施に係る経費、役員及び回収等に要した経費を負担しない。

（第三者に対する権利侵害）

第8条 第2条の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、ロゴの使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利を侵害してはならない。

2 協議会は、許可使用者のロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を

負わない。許可使用者がロゴの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害について一切の責めを負わないものとする。

- 3 許可使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- 4 許可使用者が、ロゴの使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。
- 5 ロゴの一部として使用している図形「」は、牧野一淳氏の登録商標（商標登録番号 6687443）である。この登録商標は、ロゴの一部として使用する場合のみ使用を認められており、許可使用者がロゴ以外の用途で許可無く無断で使用するなど、登録商標の権利を侵害してはならない。

（使用許可の変更）

第 9 条 許可使用者は、許可事項に変更が生じるときは、ロゴマーク使用許可変更申請書（様式第 3 号）に使用許可書及び変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等を確認することができる写真等を添付しなければならない。

（使用許可取消の届出）

第 10 条 許可使用者は、本件ロゴを使用する必要がなくなったときは、ロゴマーク使用許可取消届（様式第 4 号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて会長に提出しなければならない。

（使用許可の取消事由）

- 第 11 条 会長は、許可使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。
- （1） 許可使用者が、この規程又は許可条件に違反したとき。
 - （2） ロゴマーク使用目的等が、申請内容と異なるとき。
- 2 会長は、許可使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって許可使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用実態の調査）

第 12 条 会長は、許可使用者のロゴの使用状況について調査をすることができる。また、許可使用者は、会長から要請を受けた場合は、ロゴの使用実態の報告及び使用商品等の提供をしなければならない。

（個人情報の取り扱い）

第 13 条 会長は、ロゴの使用を許可するに当たって、取得した申請者の個人情報を、高知県個人情報保護条例（平成 13 年高知県条例第 2 号）を準用し、適正に取り扱わなければならない。

（使用料）

第 14 条 ロゴの使用料は、無料とする。

（目的外使用、権利譲渡及び商標登録等の禁止）

- 第 15 条 許可使用者は、第 2 条の許可を受けた事項以外の目的にロゴを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
- 2 許可使用者は、ロゴに関して国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年8月25日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月26日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会

会長 濱田 省司 様

申請者 住 所
法人名
代表者名

印

(担当者名 :

連絡先 :

)

ロゴマーク使用許可申請書

下記のとおり使用したく、「牧野博士の新休日」ロゴの使用規程を理解し、遵守しますので、許可されるよう申請します。

記

使用目的	
ロゴを使用する商品等の名称	
上記商品等の数量	
備考	

- ※ 使用する商品等の見本（写真等）を必ず添付してください。
- ※ 商品への使用の場合は、必ず使用申請者又は使用者が商標登録等の確認をしてください。
- ※  マークは登録商標につき、ロゴ以外の用途で無断使用はできません。

(※ 以下は、記載の必要はありません)

上記許可申請について許可してよろしいか。

決裁		受 付	許 可	No.
		年 月 日	年 月 日	
摘 要				

(様式第2号)

ロゴマーク使用許可書

許可使用者の 住所及び氏名	
使用目的	
使用商品等	
使用期間	
使用許可番号	
備 考	
許可条件	

※  マークは登録商標につき、ロゴ以外の用途で無断使用はできません。

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会

会長 濱田 省司 

(様式第3号)

年 月 日

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会
会長 濱田 省司 様

申請者 住 所
法人名
代表者名
(担当者名: 連絡先: 印)

ロゴマーク使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許可番号	
使用許可 商品等	
変更事項	
変更の理由	
備 考	

※ 使用許可書（変更があったときは変更後のもの）及び変更後の見本（写真等）を必ず添付すること。

(※ 以下は、記載の必要はありません)

上記許可申請について許可してよろしいか。

決裁		受 付	許 可	No.
		年 月 日	年 月 日	
摘 要				

(様式第4号)

年 月 日

連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会
会長 濱田 省司 様

申請者 住 所
法人名
代表者名
(担当者名: 連絡先: 印)

ロゴマーク使用許可取消届

下記の理由により、本件ロゴマークの使用を終了しますので、届け出ます。

記

使用許可番号	
使用許可 商品等	
届出の 理由	
備 考	

※ 使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を必ず添付すること。

(※ 以下は、記載の必要はありません)
上記のとおり届出があったので、報告します。

決裁		受 付	許 可	No.
		年 月 日	年 月 日	
摘 要				